

(仮称) 移動等円滑化に必要な特定公園施設の設置に関する条例案について

1 趣旨

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)第13条第2項の規定に基づき、バリアフリーに配慮した公園施設の設置に係る技術的基準について、標記の条例を定めるものです。

2 策定にあたっての考え方

参照とする基準は「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号。以下「都市公園移動等円滑化基準」という。)」とします。

都市公園移動等円滑化基準の各規定は、歩行者や車いすの占有幅などに基づき、各種実験等により定められたものです。

これらの各規定を検証し、公園の安全で円滑な利用を確保することを目的に、次の考え方により条例案を策定します。

- (1) 原則として、「都市公園移動等円滑化基準」の規定を適用します。
- (2) 三島市に該当がなく、条例案として策定する必要のない規定(屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂の規定)は削除します。